

議第96号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の11」を「第28条の21」に改める。

第 3 章中第28条の11を第28条の14とし、同条の次に次の 7 条を加える。

(配偶者同行休業の承認)

第28条の15 教育委員会は、法第26条の 6 第 1 項（同条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により教職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該教職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、同条第 1 項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第28条の16 法第26条の 6 第 1 項に規定する条例で定める期間は、 3 年とする。

(配偶者同行休業の事由)

第28条の17 法第26条の 6 第 1 項に規定する条例で定める事由は、京都府立学校教職員の配偶者同行休業を承認する事由を基準として別に定める。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第28条の18 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする

る期間の初日及び末日並びに当該教職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第28条の19 配偶者同行休業をしている教職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第28条の16に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、教育委員会に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第28条の20 法第26条の6第6項に規定する配偶者同行休業の承認を取り消す事由は、京都府立学校教職員の配偶者同行休業の承認を取り消す事由を基準として別に定める。

(配偶者同行休業に伴う臨時的任用)

第28条の21 教育委員会は、法第26条の6第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について教職員の配置換えその他の方法により当該申請をした教職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間の限度とする臨時的任用を行うことができる。

第28条の10を第28条の13とする。

第28条の9第1項中「第28条の7」を「第28条の10」に改め、同条第3項中「第28条の4」を「第28条の7」に改め、同条を第28条の12とする。

第28条の8を第28条の11とし、第28条の4から第28条の7までを3条ずつ繰り下げ、第28条の3の次に次の3条を加える。

(高齢者部分休業の承認)

第28条の4 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認は、当該教職員の1週間当たりの勤務時間の

2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項に規定する条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第28条の5 教育委員会は、高齢者部分休業をしている教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合において、当該教職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(高齢者部分休業の時間の延長)

第28条の6 教育委員会は、既に高齢者部分休業をしている教職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該教職員について第28条の4第1項の規定により承認をすることができる時間の範囲内において、当該教職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

高齢者部分休業及び配偶者同行休業の制度を設ける必要があるので提案する。